

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第十五号

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部を改正する規則

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則（平成二十六年三月奈良県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第百四条第四項第二号」を「第百四条第七項第二号」に改める。

第四条第五号中「第五十五条」を「第八条第一項第五号」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。